農地での焼却行為、これは「火入れ」なの？

「森林法」において、森林の周囲１ｋｍ範囲内の林地・農地等で、土地に生えている立木竹や雑草等を面的に焼却する行為は禁止されています。ただし、一定の要件を満たす場合に限り、市町村長の許可を得て実施することが可能です。

① 田の畔や用水路沿いの草や葦を刈り取って、数カ所に集めて燃やす。

火入れではありません

※農業・林業を営むためにやむを得ないと認められる場合のみ、例外的に焼却することができます。近隣への配慮をお願いします

消防署へ
「火災とまぎらわしい行為の届出書」の提出が必要です！



② 田の畔や水路沿いの草や葦を刈り取らず、生えたままの状態の草や葦に火を入れて、畔や水路沿いを面的に燃やす。

火入れです

※害虫駆除を目的に行う場合のみ、各種要件を満たした場合に許可されます。

町に「火入れ許可申請書」を提出し、許可を得る必要があります！



③ 田の畔や水路沿いの草や葦を刈り取って、畔や水路沿いを面的に燃やすために必要最低限の刈草を残し、畔や水路沿いを面的に燃やす。

火入れです

※害虫駆除を目的に行う場合のみ、各種要件を満たした場合に許可されます。

町に「火入れ許可申請書」を提出し、許可を得る必要があります！



④ 田畑に、庭などで刈り取った草や枯草、剪定した枝木などを持ち込んで燃やす。

↳ 廃棄物に該当します。

屋外での廃棄物の焼却（野焼き）は
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等法令で禁止されています。

⑤ 田畑で 、農業経営上で発生した廃材等を燃やす。

↳ 廃棄物に該当します。

屋外での廃棄物の焼却（野焼き）は
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等法令で禁止されています。

① 消防署への問い合わせ　知多南部消防組合　予防課　TEL：64-0121
② ③火入れに関する問い合わせ　美浜町産業課　TEL:82-1111　南知多町産業振興課　TEL:65-0711
④ ⑤廃棄物に関する問い合わせ　美浜町環境課　TEL:82-1111　南知多町まちなみ環境課　TEL:65-0711